

【勉強し易い条約科目ランキング】

1位：パリ条約

∴条約の中で、真っ先に勉強するのがパリ条約である。また、全然改正がなく、条文数も少ない（30条までであるが、殆どが12条までからの出題となっている）ので、勉強し易い。ただ、10問中2問しか出題されないのは、残念である。

2位：特許法184条・実用新案法48条シリーズ（PCT特例）

∴「特許法・実用新案法」として出題されることもあれば、条約として出題されることもあり、神出鬼没だが、レベル的に正答し易い標準的な問題が多いので、条約として出題されたときはトクした気分になる。R6・R7・R8は条約5で4枝出ている。

3位：TRIPs協定

∴TRIPs31条の2が数年前に新設されたが、殆ど改正がないので、比較的勉強し易い。
最近では、後ろの方のマイナー条文が訊かれることも少なくないが、法則的に○×を答えられる枝が多いのはせめてもの救いである。

4位：ジュネーブ改正協定

∴毎年1問しか出ないが、H30-6、R1-6、R2-6（いくつあるか問題）、R3-6、R4-6、R5-6、R6-6、R7-6、R8-6といったように、「条約No.6」という定位置をキープしている。意60条シリーズ（特例系）を通じてジュネーブ改正協定も一緒に勉強すると効果的である。論文試験（意匠法）でも本協定が訊かれており、重要度は増してきている。

5位：マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル＝マドプロ）

∴商68条シリーズ（特例系）を通じてマドプロも一緒に勉強すると効果的である。ただ、セット問題としては、H24を最後に出題されておらず、最近では、【R4-商標10-5】【R5-商標10-1, 3, 4】【R6-条約6-4, 5】【R7-条約6-4, 5】【R8-条約6-4, 5】のように、枝単位で出題されている。しかし、論文試験（商標法）での出題の歴史は古く、ほぼ毎年、マドプロの知識を訊く問題が出題され、口述試験で出題されることも多々あることから、腰を据えた学習が必要である。といっても、1条から16条まで全て気合入れて勉強する必要はない。【R5-商標10-3】において、マドプロ14条(1)が出題されたのは異例だが、基本的には、マドプロ9条の5（国際登録の国内出願又は広域出願への変更（いわゆるセントラルアタック後の再出願））まで勉強しておけば十分であろう。

6位：国際出願法

∴条文数が少ない点は良いが（21条まで）、R2～R5は全く出題されず、R6・R7・R8においては、たった1枝だけである（条約5(5)）。ということで、勉強のモチベーションが上がらないのが国願法の難点であるが、私のYouTube動画（国願法の全ての条文を解説）を視聴しておけば何とかなるであろう。

7位：特許協力条約（PCT）&規則

∴PCTの本則（69条まで）は、改正も殆どなく、比較的勉強し易い。
一方、PCT規則は、無味乾燥な条文が96まであり、ちょこちょこ改正もある中、重箱の隅をつつくようなマニアックな問題が多く、努力が報われ難い。
しかし、10問中4問出題されるので、避けて通れないのが難点だ。
そのようなPCTでは、特殊な能力が要求される。いわゆる「お宝探し能力」と、「出題者の心理を読み解く力」である。これを身に付ければ、満点も夢ではない。

テーブルコード

--	--	--